

令和6年度

第9回定例農業委員会会議録

令和6年12月18日 開催  
令和6年12月18日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第9回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第12号

令和6年度 第9回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年12月11日

農業委員会会長 谷本 利信

召集 令和6年12月11日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和6年12月18日 午後 1時30分

閉会 令和6年12月18日 午後 時 分 (会期1日)

第1日目 (12月18日)

出席委員 17名

1番	谷本 利信	8番	滝川 廣男	15番	横井 博美
2番	笹川 武義	9番	三好 直樹	16番	長川 富雄
3番	末長 憲二	10番	國重 義廣	17番	松岡 正広
4番	長尾 清	11番	金滝 耕治	18番	松内 利和
		12番	川西 正廣	19番	藤重 英子
6番	中島 美紀	13番	丸尾 説男		
		14番	福家 範行		

議事録署名委員

16番 長川 富雄 委員、17番 松岡 正広 委員

欠席

5番 西川 謙三 委員、7番 佐藤 裕子 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 人

## 議事日程

令和 6 年 12 月 18 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条 事業計画変更（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】  
について
- 第 8 議案第 6 号 基盤強化法 20 条の 2（農用地利用集積計画の取消し）について
- 第 9 議案第 7 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 6 年 12 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理（笹川）

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 6 年度第 9 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長（谷本）

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、谷本会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の欠席者は、5 番 西川 謙三 委員、7 番 佐藤 裕子 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。

会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、16 番 長川 富雄（ながかわ とみお） 委員  
17 番 松岡 正広（まつおか まさひろ） 委員  
を指名します。





地であったり、土地の位置、鉄塔高圧線下での電磁波の影響等、問題点があることから断念した。

当該申請地は2方向に県道と接しており、周辺の土地利用も宅地化が進み、駅や幹線道路、病院、学校等、住環境に適した土地であることから選定した。

敷地面積は517㎡で、一部西側コンクリート擁壁の強度の関係で無効面積が52㎡あるため、有効利用面積は465㎡。対して住居の建築面積は111.79㎡であり、土地利用率は24.0%≧22.0%となり基準を満たしている。

【資金】土地代600万円、造成費150万円、建築費4,000万円  
合計4,750万円

<内訳>自己資金250万円、借入金4,500万円

【期間】許可後R7.2.1～R8.1.31

【造成】盛土 良質花崗土H=0.17m 切土 なし  
コンクリート擁壁 なし 法面 なし

【排水】雨水：最終柵を設置し、西側水路に放流  
汚水：合併浄化槽設置処理水を西側水路へ放流。

【他法令許可】県道道路工事委承認申請・占用許可申請

【水利】

【隣接同意】

## 議案第2号-2

地図・図面： 図面番号5条-2  
権利設定 賃貸借権設定  
申請地： 田 857㎡外5筆 合計4,928㎡。  
地種： 3種農地  
併用地： なし  
申請者： 【貸人】  
【借人】  
転用目的： その他（店舗用地）  
用途： その他（店舗用地）  
施設の概要： 平屋建て店舗 1棟 1,473.9㎡  
申請内容： 申請者は、に本拠を置き、昭和60年に設立、医薬品の製造・卸し・販売、食料品の製造・販売外、多様な部門の経営を営む法人です。

四国ではまだ少ない形態である、ドラッグストアでありながら生鮮・食品を中心としたワンストップ型店舗を建築計画することで、

地域の利便性に貢献できることを経営理念とし、香川県内においても5店舗の運営を行っている。

本候補地出店からさらに県内出店方針の指針とできると考える。

候補地の選定にあたっては、近隣の小売店舗の状況（月間客数指標）、商業圏域移動状況等の調査の結果、本候補地は商業圏域間の通過目的路線でなく、往来目的による商業圏域の生活に密着した必要な生活路線下であること。また、物流の観点からも、主要道路の沿線であり、インターチェンジにも近いこと、さらには地権者の同意も得ることができ選定するに至った。

【資金】土地代0万円、造成費6,000万円、建築費23,000万円  
合計29,000万円

<内訳>自己資金29,000万円

【期間】許可後R7.2.10～R7.12.10

【造成】花崗土による盛土最大H=1.10m、  
計画地4方向にコンクリート擁壁設置

【排水】雨水：北側にU型側溝西側水路へ放流。

場内雨水は南側は駐車場にU型側溝設置し東側水路へ放流。店舗周りは排水柵設置、場内排水埋管で集水し東側水路へ放流。

汚水：東側町道内下水本管へ接続放流

【他法令許可】町道工事承認（掘削工事、2か所床版設置）

【水利】

【隣接同意】

### 議案第2号-3

地区・図面： 図面番号5条-3

権利設定 使用貸借権設定

申請地： 田 1425 m<sup>2</sup>外12筆 合計11,058.48 m<sup>2</sup>  
(田 8,498.06 m<sup>2</sup>、畑 2,560.42 m<sup>2</sup>)

地種： 2種農地

併用地： 山林 354 m<sup>2</sup>外6筆 用途廃止農道・水路  
m<sup>2</sup>

申請者： 【貸人】

【借人】

転用目的： その他（建設残土による農地造成）

用途： その他（建設残土による農地造成）

施設の概要： なし

申請内容： 申請者は、  
説明 XXXXXXXXXX様で、綾川町に主たる事務所を置き、昭和 54 年に設立、

土木工事業を主に営む法人です。

転用目的は、建設残土による農地造成としての一時転用で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請農地は、XXXXXXXXXX 田 1425 m<sup>2</sup>外 12 筆  
合  
計 11,058.48 m<sup>2</sup>です。内訳は、田が 8,498.06 m<sup>2</sup>、畑が 2,560.42 m<sup>2</sup>  
で

す。また、併せて利用する土地は、近隣の山林等 16,020.06 m<sup>2</sup>です。

今回の申請は、XXXXXXXXXXに許可を受けて 3 年間の許可工事期間で施行していた建設残土の処分による農地造成が完了に至らなかったため、同事業者による再申請であり、本件の許可を受ければ、R 7 年 2 月 1 日から R 1 0 年 1 月 3 1 日までの 3 年間の許可期間延長となります。

当初からの土地造成計画は、建設残土による盛土量 144,626 m<sup>3</sup>、切土量は、8,555 m<sup>3</sup>の計画となっており、現在の投入した盛土量は、60,132 m<sup>3</sup>であり、進捗率は 41.6%となっています。当初計画では第 1 期 3 年間で充足できる土量発生現場が予定されていましたが、変更減になったため現在の進捗状況になっています。

次期 3 年間では、現在近隣において施行しているXXXXXXXXXXの関連工事も含めて他の現場からも土量を確保し、計画を完了できるものと伺っております。

造成後の農地耕作面積（法面を除いた作付可能な面積）は 10,296 m<sup>2</sup>になっており、計画区域内にある農道水路は機能交換することで、町建設課等関係部局との協議が整っています。

資金計画は、造成費 1,138 万円を全額自己資金で賄うものです。

転用に及んだ理由ですが、貸人であるXXXXXXXXXX  
XXXX氏は、申請地の北約 150m に居住しています。従来申請農地は米の作付をしていましたが、各農地は高低差があり、形状がいびつで、農作業効率が悪い農地を是正し、土地を有効的に利用するためや、十分な作業路を確保するため、土地の地上げ、区画の再整備が必要であると感じており、一方、借人であるXXXXXXXXXXは仕事の受注の多い綾川町近辺で土木工事等の施工に伴い発生する、自社が管理する建設残土の処分場用地を探しており、双方の意向が合致したことで申請に至った。

造成後の営農計画としましては、野菜や果物を栽培する予定です。

事業計画も適正で、転用の確実性が確認できること、他法令の調

整状況も了とされる見込みであり、地元水利組合の同意も得ていることなどから、許可相当と判断しております。

【資金】 造成費 1,138 万円 合計 1,138 万円

＜内訳＞ 自己資金 1,138 万円

【期間】 許可後 R7.2.1～R10.1.31

【造成】 建設残土による盛土最大 H=21.0m、切土最大 H=5.0m  
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：調整池設置し、北東側水路へ放流、北西側水路へも放流。

汚水：なし

【他法令許可】 法定外公共物（農道・水路）の付替・改修・廃止

【水利】

【隣接同意】

【始末書】

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請」について説明致します。

議案第 3 号-1 の農地法第 5 条事業計画変更

地図・図面： 図面番号 5 条事業計画変更-1  
申請地： 畑 101 m<sup>2</sup>外 1 筆 合計 255 m<sup>2</sup>  
地種： 第 2 種農地  
併用地： なし

申請者 : [REDACTED]  
用途 : その他（駐車場）  
申請事由 [REDACTED]として香川  
及び内容 : 県許可を受けて施行されているもので、  
変更の経緯

申請者が施行中である民泊施設の整備に伴い必要となる駐車場に利用するため、申請農地を所有権移転し施行する計画であった。加えて施行に伴い駐車場の必要数が増加し、[REDACTED] [REDACTED]所有を取得する予定であったが、[REDACTED]の事情で困難になり、また、民泊施設施設への進入路が狭小のため大型車の通行が困難であったため、先月 11 月で申請・協議いただいた駐車場利用としての [REDACTED]を、R5 年当時の許可内容に併せ利用地として追加することについての事業計画変更です。併せて、工事期間についても当初の R5. 9/1～R5. 11/30→変更後 R6. 1/6～R7. 3/31 とするものです。

【資金】土地代 20 万円、造成費 40 万円 計 60 万円

<内訳>自己資金 60 万円

【排水】雨水：自然浸透及び南西雨水枡から西側水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置し、処理水と雨水を西側水路へ放流。

【他法令許可】なし

【水利】 [REDACTED]  
[REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号についてですが、案件第 1 号、第 2 号の 2 案件に滝川廣男委員に関係する案件が含まれています。

審議の間、滝川委員はご退室をお願いします。

【 滝川委員退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。案件第 1～2 号について、説明します。

P.5 をご覧ください。

議案第 4 号-1～2

所在： ██████████ 田 1431 m<sup>2</sup>外 4 筆 合計 4,440 m<sup>2</sup>

利用権： 賃貸借権

貸付人： 1 号 ██████████

2 号 ██████████

借受人： ██████████

借受人経営面積： 125,434.35 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稲、麦

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R7.1.5～R17.1.4 (10 年間)

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 1 号、2 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の案件第 1 号、案件第 2 号の 2 案件について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 滝川委員入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.6をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数：2件 合計 7,150 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約： 番 0件 m<sup>2</sup>

更新契約： 3～4番 2件 7,150 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号と議案第6号が関連案件ですので、一括して事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第5号、農地機構を通じた利用権設定です。なお、議案第6号も関連する議案ですので併せて説明させていただきます。順番が前後しますが、まず初めに、議案第6号について説明いたします。

議案第6号は農用地利用集積計画の取消しについてです。

こちらの案件は令和6年3月21日開催の綾川町農業委員会総会において審議した香川県農地機構を通じた貸借権の設定です。

農地の出し手： XXXXXXXXXX

農地の受け手： XXXXXXXXXX

転貸人：(公財) 香川県農地機構

貸借期間：令和6年4月1日～令和12年3月31日

の内容で審議いたしました。この度、総会での審議よりも前に農地の出し手が死亡しているこ



農地区分： 1種農地（XXXXXXXXXX）

説明：

【施設の概要】 敷地拡張

【資金内訳】 土地代 280 万円、造成費 100 万円、建築費 0 万円

合計 380 万円 <内訳>自己資金 380 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は妻と共にXXXXXXXXXXで花屋を経営しており、綾川町で居住する借家から職場に通っている状態です。この度申請地及び隣接する宅地の不動産情報を目にし、かねてより自然豊かな環境で花屋を経営したいとの思いがあったことから、申請地を購入し店舗として利用することを計画しました。しかし、現状では駐車場がないため、新たに車両 5 台分の駐車場を確保するため申請したものです。土地取得後は、移り住む予定で、一部を店舗用地として、残りを住居用地として利用する計画です。

申請地周辺で適地を検討した結果、申請地が既存施設に隣接しており、農地の縁辺部にもあり、周囲の農業への影響も少ないことから選定されました。

なお申請地は、土地改良総合整備事業 XXXXXXXXXXにおいて平成 3 年 11 月に土地改良法による換地処分を行った第 1 種農地であり、原則転用は不許可ではありません。しかし、周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものは許可をすることが出来るとする規定があり、本案件ではこの規定を満たしていると判断できます。

【工事着工時期】 令和 7 年 4 月 【供用開始時期】 令和 8 年 4 月

【造成】 盛土 花崗土 H=0.20m 切土 なし

コンクリート擁壁 なし 法面 南側・西側に 30° 以内の安全勾配

【排水】 雨水：溜桝を設置し隣接水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置済

【利用率】 自己住宅部分

敷地面積 191.64 m<sup>2</sup>、建築面積 68.44 m<sup>2</sup> 35.71% (≧22%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び永富池土地改良区の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 7 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は5件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 1,227 m<sup>2</sup>

解約日：令和6年10月15日

説明：売買目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 2,567 m<sup>2</sup>

解約日：令和6年10月31日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 3,967 m<sup>2</sup>

解約日：令和6年10月31日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

案件4号～5号は同一人に関する案件ですので一括で説明いたします。

報告1-4～5

賃貸人：4 [REDACTED]

5 [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地：4～5 [REDACTED] 田 2,168 m<sup>2</sup>外7筆 合計12,479 m<sup>2</sup>

解約日：令和6年10月31日

説明：耕作者変更による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案のうち、議案第1号及び、議案第4号の1番、2番の2案件を除く、議案第2号から議案第7号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第9回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時 40分 閉会

議事録署名人

議 長

---

委 員

---

委 員

---